

<b>第4節 貿易経済協力局</b> .....	240
<b>経済協力・貿易投資促進政策</b> .....	240
1.2015年度の経済協力・貿易投資促進政策に関する主な動き（総論）.....	240
1.1.経済協力に関する主な動き.....	240
1.2.貿易投資促進政策に関する主な動き.....	240
2.インフラシステム輸出.....	240
3.資金協力政策.....	240
3.1.円借款及び民活インフラ案件形成等事業.....	241
3.2.経済協力ツールを活用した日本企業支援.....	241
3.3.円借款の継続的制度改善.....	241
4.技術協力政策.....	241
4.1.制度・事業環境整備.....	241
4.2.産業人材育成.....	241
4.3.インフラシステム輸出促進.....	242
4.4.国際即戦力育成インターナンシップ.....	242
4.5.共創促進事業.....	242
5.貿易保険.....	242
5.1.独立行政法人日本貿易保険（NEXI）の特殊会社化及び貿易再保険特別会計の廃止・移管.....	242
5.2.引受実績.....	243
5.3.インフラシステム輸出・資源・エネルギーの安定供給確保への取組.....	243
5.4.新興国市場への取組を強化.....	243
5.5.中小企業支援.....	243
5.6.貿易保険の機能強化.....	243
6. BOP (Base of the Economic Pyramid) ビジネス.....	244
7. 貿易投資促進政策.....	244
7.1.対内直接投資の促進.....	244
7.2.国際租税制度に係る環境整備.....	245

第4節 貿易経済協力局	247
<b>貿易管理</b>	247
1. 2015年度の貿易管理に関する主な動き（総論）	247
2. 外国為替及び外国貿易法（外為法）に基づく貿易管理	247
2. 1. 安全保障分野での輸出管理	247
2. 2. 國際条約遵守のため等に行う輸出管理	249
2. 3. 輸入管理	250
2. 4. 為替管理	250
2. 5. 経済制裁	251
3. 輸出入手続の電子化	252
4. 経済連携協定（EPA）に基づく原産地証明制度	252
5. 貿易救済措置等	253
5. 1. 不当廉売関税、相殺関税、セーフガード	253
5. 2. 関税割当制度	253

## 第4節 貿易経済協力局

### 経済協力・貿易投資促進政策

#### 1. 2015年度の経済協力・貿易投資促進政策に関する主な動き（総論）

##### 1. 1. 経済協力に関する主な動き

新興国を中心とした世界のインフラ需要は高まりを見せている。これらの旺盛なインフラ開発需要を取り込むことにより新興国の経済発展と我が国の力強い経済成長の両方を実現すべく、政府開発援助（ODA：Official Development Assistance）や公的金融機関による支援を最大限活用し、経済協力とインフラシステム輸出の緊密な連携を図ることは重要である。ODAには大きく分けて有償資金協力（円借款や海外投融資）、無償資金協力、技術協力があり、経済産業省は我が国産業界、相手国のニーズを踏まえ、円借款、海外投融資、技術協力、貿易保険、民間資金等を有機的に連携させてきた。

膨大なアジア地域のインフラ需要に応えるため、2015年5月、「質の高いインフラパートナーシップ」を安倍総理より発表した。これに基づき、アジア開発銀行（ADB：Asian Development Bank）と連携し、今後5年間で約1,100億ドルの「質の高いインフラ投資」をアジア地域に提供することとした。同取組は、2015年6月に決定した「インフラシステム輸出戦略」改訂版や「日本再興戦略」改訂2015にも盛り込まれた。また、同年11月には、「質の高いインフラパートナーシップ」の抜本的な拡充策を安倍総理より発表し、円借款手続きの迅速化を始めとした、更なる制度拡充を実施することとした。

また、海外におけるリスク増大や、取引形態及び資金調達手法の多様化など、海外事業環境の変化に応じた貿易保険制度の拡充を実現するための、「貿易保険法の一部を改正する法律」が2014年4月4日に成立した。さらに、2015年7月10日には、独立行政法人日本貿易保険（NEXI）を特殊会社化し、経営の自由度、効率性、機動性を向上させるための「貿易保険法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律」が成立した。

##### 1. 2. 貿易投資促進政策に関する主な動き

対内直接投資の拡大は、経営ノウハウや技術、人材などの経営資源の流入を促し、我が国の生産性向上や雇用創出に資するものである。しかしながら、我が国の対内直接投

資残高は、2008年をピークに伸び悩み、主要先進国やアジア新興国に比べ大きく見劣りしている。また、近年、アジア諸国の経済成長に伴い、日本の立地環境の魅力は相対的に低下傾向にある。そこで、政府は、2013年6月に閣議決定された「日本再興戦略」において、「国際展開戦略」の重要な柱の一つとして、対内直接投資の活性化を掲げた。この成長戦略のもと、2020年における対内直接投資残高の倍増（2012年末時点17.8兆円）を目指すこととし、各種取組を強化しており、安倍政権成立後、対内直接投資は増加傾向にある。

一方、日本企業の円滑な海外事業活動を阻害することのないよう、外国子会社合算税制における規定の明確化に係る税制改正や進出先国における課税問題に係る国内企業への注意喚起、租税条約の新規締結・改正のための分析等を行った。

##### 2. インフラシステム輸出

アジアを中心とした新興国においては、電力、交通、水道等のインフラ需要が膨大であり、今後中長期にわたって大きな伸びが見込まれている。これらの膨大な需要を我が国企業が獲得し、海外の成長を取り込むことで我が国の成長につなげていくことが重要であるとの認識の下、インフラシステム輸出の促進に取り組んだ。

東南アジア、南西アジア、ひいては中央アジアに至るまで、アジア地域が潜在力を開花させ、21世紀の世界経済をけん引する成長センターとなるには、膨大なインフラ整備とそのための莫大な資金が必要である。また、国の持続的な発展と、人々に幸福と利益をもたらすためには、インフラの質をしっかりと確保することが重要である。こうした観点から、2015年5月、ADBと連携し、今後5年間で約1,100億ドルの「質の高いインフラ投資」をアジア地域に提供する「質の高いインフラパートナーシップ」を安倍総理より発表した。また、同年11月にはその抜本的な拡充策を安倍総理より発表し、円借款手続きの迅速化等、更なる制度拡充を実施することとした。

##### 3. 資金協力政策

経済産業省は、外務省、財務省と3省体制で、円借款・JICA海外投融資に関し、制度創設・改善、個別案件への供与方針決定等を行っている。

### 3. 1. 円借款及び民活インフラ案件形成等事業

2015 年度は、アジアを中心とする旺盛なインフラ需要を取り込みつつ、本邦企業の優れた技術を途上国開発に役立てるため、個別インフラ整備案件の事業実施可能性調査（F/S）を実施した。

具体的な案件として、インド「ナグプール・メトロ、ムンバイ・メトロフェーズ2及びチェンナイ・メトロフェーズ2に係る事業実施可能性調査」、ベトナム「メコンデルタ地域幹線道路ダイガイ橋建設事業調査」及び「サハラ以南アフリカ、南西アジア、東南アジア中核拠点における再生可能エネルギーを中心としたインフラ分野の P P P 市場分析及び本邦企業参入機会に係る情報収集調査」等を実施した。

### 3. 2. 経済協力ツールを活用した日本企業支援

アジアを中心とする新興国の成長を取り込み日本経済の活性化につなげるため、円借款、特に我が国の優れた技術を途上国開発に活かす本邦技術活用条件（S T E P : Special Terms for Economic Partnership）の活用が重要である。

2015 年度には世界全体で 60 件の円借款を供与し、そのうちフィリピン「南北通勤鉄道事業」等 13 件の S T E P 円借款を供与した。また、J I C A 海外投融資については、カンボジア「救命救急医療整備事業」を始め、本格再開後 10 件の供与実績がある。

特に、インドとの間では、2015 年 12 月に高速鉄道にかかる協力覚書を締結し、供与条件等の概要を合意し、円借款の正式供与決定に向け、今後詳細について協議を続けることとした。また、ミャンマーのヤンゴン郊外にて開発を行っているティラワ工業団地は、2015 年 11 月に開所式を開催した先行開発区である Zone A の運用を開始するとともに、企業による操業が開始された。加えて、パナマでは、モノレールの協力に関する協力覚書を 2016 年 1 月に締結し、円借款正式供与決定に向けた手続を開始した。

### 3. 3. 円借款の継続的制度改善

2015 年 5 月の第 21 回国際交流会議「アジアの未来」晩餐会において、安倍総理より円借款の量的拡充と迅速化や P P P インフラ投資案件における A D B と J I C A の協働促進等からなる、今後 5 年間で約 1,100 億ドルの「質の

高いインフラ投資」を行う「質の高いインフラパートナーシップ」構想を表明した。

また、2015 年 11 月には、「質の高いインフラパートナーシップ」のフォローアップとして、A S E A N ビジネス投資サミットにて安倍総理より円借款・海外投融資の抜本的な制度拡充を表明し、その一環としてドル建て借款の創設や円借款・海外投融資の迅速化、日本の民間銀行と J I C A 海外投融資の協調融資の解禁、事業運営権獲得型円借款を始めとする 12 個の制度改善を行った。

これらの制度改善により、発展途上国の多様なニーズに対応し、日本のインフラ輸出を加速させることができるとともに、我が国インフラシステムの輸出の更なる拡大が期待される。

### 4. 技術協力政策

技術協力政策では、日本の技術や技能、知識の移転を通じて、開発途上国の技術水準の向上と日本企業の海外展開促進のため、開発途上国の社会・経済の開発の担い手となる人材育成支援等を行っている。

2015 年度は、東南アジアを始めとした開発途上国の開発課題解決と日本企業の海外展開促進のため、開発途上国における制度・事業環境整備や産業人材育成、インフラシステム輸出促進、日本の国際即戦力人材育成及び新興国における共同開発の支援等を実施した。

#### 4. 1. 制度・事業環境整備

主に開発途上国の業界団体を対象に指導や啓発を行うことにより、開発途上国における貿易投資促進に資する制度・事業環境整備を行った。

2015 年度は、縫製産業人材育成支援（ミャンマー）、防災鉄鋼支援技術導入普及支援（インドネシア）、サービス政策（ミャンマー）、流通政策（ミャンマー、インドネシア、ベトナム）、生産性向上支援（ケニア、南アフリカ）等について研修、専門家派遣を実施した。

#### 4. 2. 産業人材育成

開発途上国の産業技術水準の向上や経済発展に寄与するとともに、日本企業の海外展開に必要となる現地拠点を強化するため、日本の産業界と連携し、開発途上国における民間企業等の現地産業人材の育成を行った。具体的には、

特定の技術や知見を有する日本企業の現役社員や退職者を専門家として開発途上国の企業に派遣し、現地人材に対して技術指導やアドバイスを行う専門家派遣事業を実施した。また、開発途上国から民間企業等の技術者や管理者を研修生として受け入れ、企業の有する施設等を活用した技術指導や講義等を実施した。

2015 年度は、タイ、インドネシア及びベトナム等東南アジアを中心に、主に自動車産業、金属産業及び産業機械といった分野を対象に実施した。

#### 4. 3. インフラシステム輸出促進

インフラシステムの輸出を促進するため、開発途上国のインフラ関係者等のキーパーソンに対し、我が国インフラ関連技術の優位性の理解促進やネットワーク強化に向けた研修及び専門家派遣を実施した。

2015 年度は、ASEAN諸国等を中心に、鉄道、火力発電、医療といった分野を対象に実施した。

また、開発途上国の国づくりに必要なセクター・地域等における経済的・総合的なマスタープランの策定を支援し、政策提言を実施した。

2015 年度は、タンザニア、ケニア及びベトナムに対して、エネルギー・資源開発及び化学物質管理を通じた産業開発等の現地調査を行い、報告書を取りまとめた。

#### 4. 4. 国際即戦力育成インターンシップ

日本人若手人材（若手社会人・学生）の開発途上国政府関係機関・日系企業等へのインターン派遣及び外国人若手人材の日本企業へのインターン受入を行い、日本企業等の開発途上国における新規ビジネス獲得のために必要となる人材育成を実施した。

2015 年度は、日本人派遣については、ベトナム、インド、フィリピン、タイ、ミャンマー等の政府関係機関や民間企業に若手人材を派遣し、国際交渉力・コミュニケーション能力の養成、人的コネクション獲得及び現地パートナー探しを行った。外国人受入については、インド、タイ、インドネシア、ベトナム、パキスタンから日本企業に受入れ、日系企業で働くにあたって必要となるビジネススキルを得た外国人材の育成を行った。

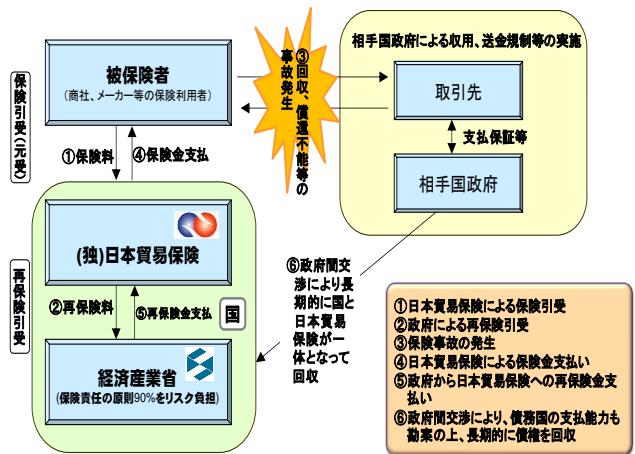
#### 4. 5. 共創促進事業

新興国の社会課題を解決するため、現地の企業・大学・NGO 等と共同で製品・サービス開発に取り組む日本企業に対し支援を実施した。

2015 年度は、アジア等における事業に対する支援を行った。また、アジアの知人材をネットワーク化する「親日・知人材コミュニティ、NIN<sup>2</sup> (NIppon New Network for INovation)」を形成しビジネスアイディアの募集及び人材採用イベントを通じて、現地発案によるビジネス創出や有能な現地人材確保等の支援を実施した。

#### 5. 貿易保険

貿易保険は、日本企業の対外取引（輸出、投資、融資等）に関して、通常の保険によって救済することができない危険を、国の信用力や交渉力に基づき長期間にわたり収支相償を前提にカバーする保険である。貿易保険では、「非常リスク」（戦争、内乱、外貨送金停止などの相手国政府のリスク）と「信用リスク」（プロジェクトの破綻等、相手企業のリスク）を引き受ける。各国とも国の事業として実施・強化しており、日本はNEXIが保険業務を行い、国が再保険を実施している。（参照：(図) 貿易保険の実施体制）



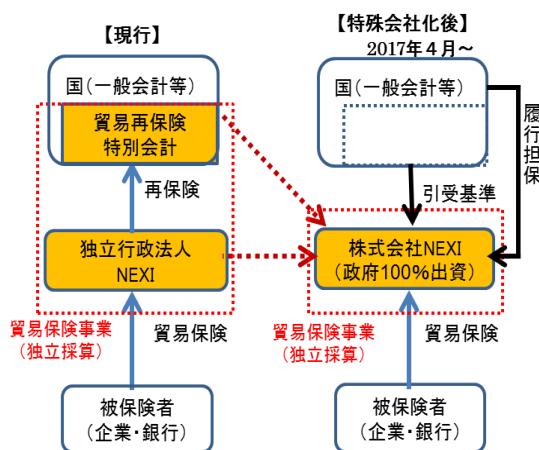
#### 5. 1. 独立行政法人日本貿易保険（NEXI）の特殊会社化及び貿易再保険特別会計の廃止・移管

「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（2013 年 12 月 24 日閣議決定）において、日本貿易保険（NEXI）を全額政府出資の特殊会社に移行し、2016 年度末までに貿易再保険特別会計を廃止することが決定した。これを踏まえ、2015 年 7 月 10 日「貿易保険法及び特別会計に関する

る法律の一部を改正する法律」が成立し、NEXIは2017年4月から100%政府出資の特殊会社となり、貿易再保険特別会計が廃止され、その資産及び負債はNEXIに継承されることとなった。

主な改正点は以下のとおり。

1. NEXIを特殊会社とし、政府は、當時、NEXIの発行済株式の総数を保有していかなければならないものとする。
2. 貿易再保険特別会計を廃止し、貿易保険に関する経理をNEXIに一元化するとともに、保険金の確実な支払を担保するため、NEXIの資金調達が困難な場合に政府が必要な財政上の措置を講ずるものとする。(履行担保)
3. NEXIの保険引受に国の政策を反映させるため、国が引受基準を定める他、一定の重要案件について、国がNEXIに対し意見を述べることを可能とする。



## 5. 2. 引受実績

2015年度は、インドネシア「ロンタール超々臨界圧石炭火力発電所拡張プロジェクト」、ブラジル「Lula Central油田向け浮体式石油生産設備備船プロジェクト」、アルゼンチン「CAGSA社向け農業開発プロジェクト」等、計約7.8兆円の貿易保険引受を行った。

## 5. 3. インフラシステム輸出・資源・エネルギーの安定供給確保への取組

2013年5月に閣議決定された「インフラシステム輸出戦略」に明記された、世界のインフラ需要を積極的に取り込むことで、多様なビジネス展開に官民一体で取り組み、

我が国の力強い経済成長につなげていくという方針の下、NEXIではミャンマーの通信事業やインドネシアの超々臨界圧石炭火力発電所プロジェクトなど、インフラシステムの輸出を積極的に支援した。また、インドネシア国営石油会社（ブルタミナ社）と協力覚書を締結するなど、我が国への資源・エネルギーの安定的な供給に資するプロジェクトや、本邦企業の海外事業拡大に寄与するプロジェクトの実現のための環境整備を進めた。

## 5. 4. 新興国市場への取組を強化

2015年度は、キューバ向け短期貿易保険の引受枠拡大や、アルゼンチン向け引受方針を緩和したほか、イランについて引受方針を緩和するとともに、最大100億米ドル（約1.2兆円）のファイナンス・ファシリティに係る協力覚書を締結した。また、日本企業のインドへの直接投資や日系現地法人のインドにおける事業活動、これらの基盤となるインフラ整備等を幅広く支援するため、NEXI・株式会社国際協力銀行（JBIC）による「日印 Make in India 特別ファシリティ」（総額1.5兆円規模）を安倍総理より公表するなど、リスクの高い新興国市場への本邦企業の投資や事業展開を支援した。

## 5. 5. 中小企業支援

2011年度にスタートした「中堅・中小企業海外事業展開支援ネットワーク」は、2015年度、新たに11行の地方銀行と16行の信用金庫が参加し、計105の金融機関との業務提携を行う等、規模の拡大に努めた。2016年2月には、同ネットワーク会議を開催し、貿易保険利用者、中堅・中小企業支援機関相互の情報・意見交換を実施した。また、各種貿易保険商品の案内及び利用事例をわかりやすくアニメで紹介する動画や、マンガ形式のパンフレットを作成し、貿易保険の周知活動を積極的に展開するなど、輸出を行う中堅・中小企業向けの専用商品「中小企業輸出代金保険」の利用拡大に取り組み、引受件数は、前年度比約7割増の1,510件となった。

## 5. 6. 貿易保険の機能強化

2015年7月の法改正により、一定の海外事業を行うための国内事業者への融資を貿易保険の対象とする等の措置を講じた。

また、2015年5月に安倍総理が発表した「質の高いインフラパートナーシップ」を受け、貿易保険についての機能強化を2015年11月に公表し、実施した。

具体的な内容は以下のとおり。

1. 案件の事業期間長期化に対応するため、投資保険期間を延長（15→30年）
2. 事業終了後の外国政府等による契約違反リスクのカバー
3. メザニン（劣後ローン、優先株）のてん補範囲の拡大（カントリーリスクに加え、経営破綻）
4. ドル建て貿易保険の創設
5. 融資保険の非常危険てん補率を97.5%から100%へ拡大
6. サブソブリン対応保険の創設
7. 事業者が金利スワップ契約を行う場合、契約の不履行を一定範囲で引受け
8. 貿易代金貸付保険（バイヤーズクレジット）の融資対象にNEXI保険料を含められるよう改善

## 6. BOP (Base of the Economic Pyramid) ビジネス

世界経済における新たな市場として、新興国市場、とりわけ中間所得層市場（いわゆる「ボリュームゾーン」）の存在が指摘されている。その中で、ネクストボリュームゾーンとして途上国の低所得階層（いわゆる「BOP層」）の早期取り込みによるビジネス展開の重要性が唱えられている。経済産業省は、2010年度よりBOPビジネスを推進するため、情報提供ポータルサイト「BOPビジネス支援センター」を設立し、各種情報の提供を実施してきた。

2015年度は、新興国でのBOPビジネスに取り組む企業を支援するため、ジェトロに相談窓口を設置し、事業計画検討段階から事業拡大段階まで、企業個別の事業フェーズに応じた支援を実施した。その他、ビジネスの持続性の観点から、BOPビジネスにおける収益性確保についての基礎的調査を行うとともに、政府支援ツールの方向性を検討した。

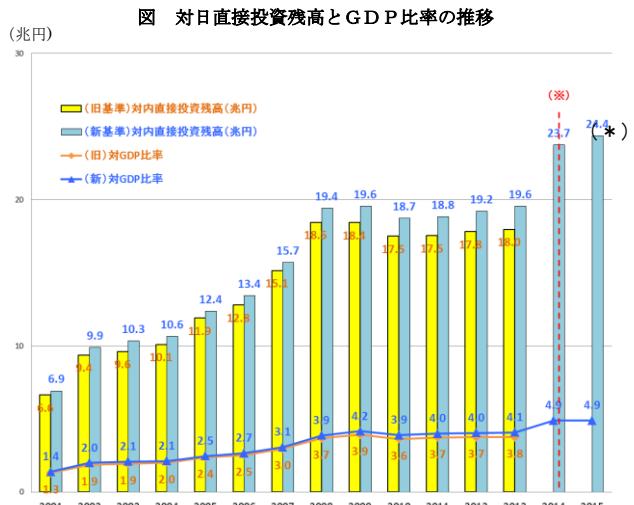
## 7. 貿易投資促進政策

### 7. 1. 対内直接投資の促進

#### （1）対内直接投資の現状

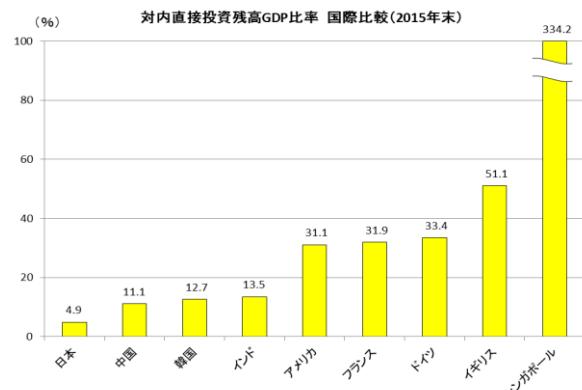
2015年末の対内直接投資残高は、前年比（金額ベース）

で約0.7兆円増加し24.4兆円となったものの（参照：図 対日直接投資残高とGDP比率の推移）、対GDP比率は国際的に極めて低い水準にあり、2015年時点で、イギリスの51.1%、米国の31.1%、フランスの31.9%、ドイツの33.4%、韓国の12.7%に比べ、日本は4.9%にとどまっている（参照：図 主要国対内直接投資残高GDP比率（2015年末））。



（\*）2014年から統計の計上基準に変更あり。

## 図 主要国対内直接投資残高GDP比率（2015年末）



#### 【出所】

日本：（残高）財務省「対外資産負債残高統計」、

（GDP）内閣府「国民経済計算」

各国：UNCTAD "World Investment Report 2016"

経済産業省が行った調査によれば、グローバル企業から見たアジアの魅力的な投資先について、安倍政権発足前の2011年度に実施した調査では全ての拠点タイプで中国が1位であったが、2012年度及び2015年度の調査では、R&D拠点及び販売拠点について日本の評価順位が1位と

なった。

近年、国際的に見て外国企業の誘致競争はより激化していることから、グローバル企業の誘致には、引き続き政府一丸となって、グローバル企業向けの投資環境、外国人向けの生活環境整備等に取り組み、諸外国に遜色ないビジネス環境を整備することが必要である。

平成25年度調査 対象企業207社							
拠点タイプ	回答企業数						
	日本	中国	シンガポール	香港	インド	タイ	韓国
R&D拠点	67社	2 27%	1 48%	3 15%	- 0%	4 6%	- 0%
地域拠点	121社	4 16%	1 33%	2 17%	3 17%	5 5%	8 2%
販売拠点	112社	2 17%	1 34%	4 14%	3 16%	5 5%	7 2%
金融拠点	94社	3 14%	1 34%	2 16%	3 14%	5 5%	8 2%
パッケージ	96社	4 10%	1 35%	3 11%	2 13%	5 9%	8 2%
物流拠点	77社	3 5%	1 64%	2 6%	6 3%	10 1%	3 5%
製造拠点	78社	3 6%	1 67%	5 4%	- 0%	6 3%	2 8%

※ 回答企業207社(日本進出済46社含む)から「該当なし」及び「不明」を除く百分率(欧州80社、北米67社、アジア60社)。

平成25年度調査 対象企業214社							
拠点タイプ	回答企業数						
	日本	中国	シンガポール	香港	インド	タイ	韓国
R&D拠点	81社	1 20%	1 20%	3 17%	5 11%	4 12%	- 0%
地域拠点	125社	3 19%	4 15%	1 27%	2 25%	6 10%	- 0%
販売拠点	199社	1 26%	2 19%	4 12%	3 13%	5 6%	8 3%
金融拠点	75社	3 12%	4 11%	2 25%	1 35%	6 5%	- 0%
パッケージ	82社	5 11%	4 13%	2 17%	1 22%	3 16%	9 1%
物流拠点	85社	4 9%	2 22%	1 24%	3 21%	7 4%	8 2%
製造拠点	134社	6 5%	1 41%	6 3%	11 1%	2 12%	5 6%

※ 回答企業214社(日本進出済46社含む)から「該当なし」及び「不明」を除く百分率(欧州87社、北米69社、アジア68社)。

平成27年度調査 対象企業222社(今後の見解)							
拠点タイプ	回答企業数						
	日本	中国	シンガポール	香港	インド	タイ	韓国
R&D拠点	105社	1 43%	4 10%	2 15%	7 2%	2 15%	11 1%
地域拠点	172社	2 20%	4 10%	1 42%	3 13%	9 1%	6 2%
販売拠点	162社	1 32%	3 18%	2 20%	5 5%	6 1%	9 2%
金融拠点	73社	3 15%	5 15%	1 20%	3 35%	1 0%	5 1%
パッケージ	69社	2 19%	7 4%	4 13%	5 12%	1 20%	- 0%
物流拠点	73社	4 10%	2 18%	1 36%	3 16%	10 1%	5 5%
製造拠点	90社	6 6%	1 46%	6 4%	12 1%	4 6%	4 6%

※ 回答企業222社(日本進出済106社含む)から「該当なし」及び「不明」を除く百分率(欧州82社、北米67社、アジア73社)。

出典：欧米アジアの外国企業の対日投資関心度調査（経済産業省：2011年度、2013年度、2015年度）

## (2) 対内直接投資の促進に向けた動き

海外の優れた人材や技術を日本に呼び込み、雇用やイノベーションの創出を図るために、政府は「日本再興戦略」において、2020年までに対内直接投資残高を倍増するという目標を掲げた。

2015年度の具体的な施策として、経済産業省では、政府の外国人企業誘致体制を強化するため、産業スペシャリスト事業を引き続き実施している（平成27年度JETRO運営費交付金238.6億円の内数）。同事業では、誘致競争の対象となっているグローバル企業に対する営業力を強化するため、個別業種に関する知識・ノウハウ・ネットワークを有し、外国企業の経営者と対等に交渉できる産業スペシャリスト等、外部専門家を活用し、JETRO海外事務所との連携による能動的な誘致活動を展開している。

あわせて、平成27年度補正予算事業として、外国企業誘致に係るインセンティブとして、外国企業が日本企業等と連携するイノベーション拠点の設立や実証研究、事業化可能性調査を支援する「グローバルイノベーション拠点設立等支援事業」を実施している他、地方自治体等の誘致担当者向けの研修等を行う「地方実務担当者向け外国企業誘致研修等支援事業」を創設し、外国企業の誘致活動を国レベル、地方自治体レベルにおいても強化している。

外国企業に対する広報活動についても、外国企業誘致に

積極的な地方自治体の首長とともに、トップセールスを実施している。2014年5月にはロンドン、9月にはニューヨーク、2015年5月にはロサンゼルス、9月には再びニューヨークにおいて、安倍総理出席の下、「対日投資セミナー」を開催し、日本市場の魅力や政府の取組、国内各地域の優位性や投資インセンティブ等に関する情報を発信した。また、2015年7月には、中国において、高木経済産業副大臣が「対日投資ビジネスシンポジウム」に出席し、対日投資をアピールするとともに、日本、中国の投資環境の改善に向けて中国政府高官との間で会談を実施した。この他、経済産業省においては平成27年度補正予算を活用し、海外メディア等による大規模広報の実施も予定している。

環太平洋パートナーシップ協定（TPP）が大筋合意されたことを踏まえ、政府は2015年11月に「総合的なTPP関連政策大綱」を決定した。この中で、我が国が貿易・投資の国際中核拠点「グローバル・ハブ」となることを目指す方針を示しており、このためには、海外から我が国への投資を更に促し、その効果を地方や中堅・中小企業にも広げていくことが重要であるとされた。対内直接グローバル・ハブを目指し、対内直接投資をさらに促すため、政府における司令塔機能を担う対日直接投資推進会議において、新たな施策を検討することとなった。

## 7. 2. 国際租税制度に係る環境整備

### (1) グローバルな潮流と国内制度整備

近年、欧米を中心とした多国籍企業による過度な節税（租税回避行為）が問題視されている中で、国際的な制度調和によってこれに対応するため、OECDは2012年6月に「BEPS（Base Erosion and Profit Shifting、税源浸食と利益移転）プロジェクト」を立ち上げた。2015年10月に最終報告書が公表され、同年11月のG20サミットにて報告された。今後、最終報告書の勧告内容を実現するため、各国による所要の制度整備が行われる。この流れの中で、今後、企業としては一層の税務コンプライアンスの向上を求められこととなるが、海外展開を行う日本企業に無用な課税リスクや負担を生じさせないよう、政府としても適正な国内制度の整備を図る必要がある。

こうした観点から、2015年度においてはBEPsを踏まえた我が国CFC（Controlled Foreign Company）税制

等の在り方に関する調査等を行うとともに、その他の制度整備として、ビジネス実態を踏まえたCFC税制における適用除外基準の適正化等の税制改正要望を行った。

## （2）海外における事業環境整備

昨今、新興国を中心とした進出先国において日系企業が不当な課税を受ける事例が増加しており、現地における事業環境及び利益の再投資に悪影響を与えている。

この事態を改善するため、政府レベルでのはたらきかけを行うとともに、産業界等への説明会等を通して海外展開に係る課税リスクについての周知活動を行った。また、現地日本企業の直面する課題解決に向けて、日本企業がどのような国・地域において二重課税のリスク等の税務上の課題を抱えているのか調査を実施した。さらに、現地に進出している日本企業のニーズを吸い上げ、進出先国政府へのはたらきかけを強化するため、現地の関係機関（大使館、商工会、JETRO）との連携体制の強化を図っている。

また、進出先国における事業環境整備を進めるためには、租税条約ネットワークの拡充が重要である。産業界のニーズも踏まえつつ、新規締結や改正を進めていく国の選定に向けた分析を行った。租税条約を締結することで、海外子会社からの配当等に対する源泉税率の引下げ、海外での事業活動における課税範囲の明確化、税務紛争を解決する仕組みの構築等が期待される。

2015年度における租税条約の交渉状況は以下のとおりである。：インド（改正）（2015年12月署名）、ドイツ連邦共和国（改正）（2015年12月署名）、チリ（新規）（2016年1月署名）、スロベニア（改正）（2016年1月実質合意）、ベルギー（改正）（2016年3月から改正交渉中）。

## 貿易管理

### 1. 2015 年度の貿易管理に関する主な動き（総論）

貿易管理は、自由貿易に対して必要最小限の管理又は調整を行うことにより、対外取引の正常な発展並びに我が国又は国際社会の平和及び安全の維持を期すことを目的として実施するものである。具体的には、(1)「外国為替及び外国貿易法」(外為法)に基づく輸出入の審査、(2)経済連携協定(EPA)に基づく原産地証明書を発給・作成するための原産地証明制度の整備・運用、(3)国内外の経済情勢などに合わせた不当廉売関税、セーフガード等の貿易救済措置の発動等を行っている。以下、それぞれについて、2014 年度の貿易管理に関する主な動きについて報告する。

#### (1) 外為法に基づく輸出入の審査

安全保障輸出管理では、国際情勢の変化や国際輸出管理レジームに対応し、制度改正や運用面の見直しを行っている。具体的には、2015 年 10 月 1 日に、国際輸出管理レジームにおける合意等に基づき、最新のリスト規制が施行された。さらに、汎用品の技術進歩や安全保障を巡る国際情勢の変化に応じ、通常兵器キャッチャール規制について改正を行い、対象品目について、食料品や木材等を除く全品目へと拡大した（「外国為替令」(外為令) 及び「輸出貿易管理令」(輸出令) の改正）。

また、北朝鮮の拉致・核・ミサイル問題を受け、2016 年 2 月に我が国の独自制裁が強化された。我が省においては、2015 年 3 月に期限延長の閣議決定を行った北朝鮮との輸出入全面禁止措置の厳格な実施を行っている。また、2016 年 3 月には国連安全保障理事会にて、安保理決議第 2270 号が採択され、禁輸措置の対象となる奢侈品が追加された。当該禁輸措置を担保するため、輸出貿易管理令の一部を改正した。

さらに、2013 年 12 月 17 日に閣議決定された「国家安全保障戦略」の中で「新たな安全保障環境に適合する明確な原則を定めることとする」とされたことから、武器輸出三原則等に代わる新たな原則として、2014 年 4 月 1 日に「防衛装備移転三原則」を閣議決定し、防衛装備の海外移転に関する審査の手続や基準を明確化した。

#### (2) EPAに基づく原産地証明制度の整備・運用

2015 年 1 月に日本、オーストラリア EPA が発効し、我が国で初めて自己証明制度が導入されたことも踏まえ、同制度を含む EPA に基づく原産地証明制度の普及・啓発を目的とした新規事業「経済連携協定利用円滑化促進事業」の平成 27 年度予算措置を講じた。

#### (3) 不当廉売関税等の貿易救済措置

貿易救済措置については、2014 年 2 月から調査を行っていた中国産トルエンジソシアナートについて、2015 年 4 月に確定措置（不当廉売関税の賦課）を発動した。また、2015 年 5 月に、大韓民国及び中華人民共和国産水酸化カリウムに係る不当廉売関税に関する調査を開始した。

### 2. 外国為替及び外国貿易法（外為法）に基づく貿易管理

#### 2. 1. 安全保障分野での輸出管理

大量破壊兵器及び通常兵器の輸出管理に関しては、我が国を含む先進国を中心とした国際輸出管理レジームの動向を踏まえつつ、「外国為替及び外国貿易法」(外為法)、「外国為替令」(外為令)、「輸出貿易管理令」(輸出令) の規定に基づき、国際的な平和及び安全の維持という観点から厳格に実施している。

昨今の北朝鮮によるミサイル発射や核実験に加え、東アジア諸国の軍事力の強化等の我が国を巡る安全保障環境の変化をふまえると、輸出企業の適正な事業活動を確保しつつ、国際協調の下での厳格な安全保障貿易管理が求められている。

#### (1) 安全保障分野での輸出管理制度の概要

##### (ア) リスト規制

ワッセナー・アレンジメント等の国際輸出管理レジームにおいて、規制の対象とする旨合意された貨物の輸出及び技術の提供について経済産業大臣の許可を必要とする。

##### (イ) キャッチャール規制

リスト規制に該当しない貨物の輸出及び技術の提供について、核兵器、生物・化学兵器、ミサイルといった大量破壊兵器等や通常兵器の開発等に用いられるおそれのある場合には、経済産業大臣の許可を必要とする。

##### A. 大量破壊兵器キャッチャール規制

###### (1) 対象地域

ホワイト国<sup>1</sup>を除く全地域

## (2) 対象貨物

リスト規制に該当しない全品目(食料品、木材等は除く)

### （3）発動要件

用途・需要者に照らして、大量破壊兵器等の開発等に用いられるおそれがある場合（客観要件）又は、経済産業大臣から許可の申請をすべき旨の通知を受けた場合（インフォーム要件）。

#### B. 通常兵器キャッチオール規制

### (1) 対象地域

ホワイト国<sup>1</sup>を除く全地域（ただし、国連武器禁輸国・地域とそれ以外の国・地域については、規制の発動要件が異なる。）

## （2）対象貨物

リスト規制に該当しない全品目(食料品、木材等は除く)

### (3) 要件

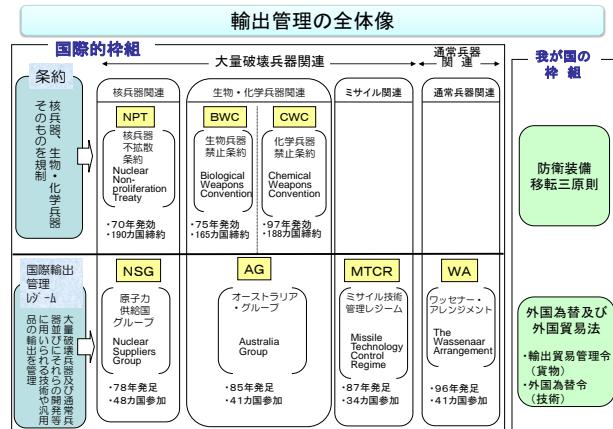
ホワイト国<sup>1</sup>を除く全地域（国連武器禁輸国・地域を除く）については、インフォーム要件。

国連武器禁輸国・地域については、用途に照らして、通常兵器の開発等に用いられるおそれがある場合（客観要件）又は、インフォーム要件。

1. 各国際輸出管理レジームに参加し、輸出管理を厳格に実施している国（27カ国）

アルゼンチン、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、ブルガリア、カナダ、チェコ、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイルランド、イタリア、大韓民国、ルクセンブルグ、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、スペイン、スウェーデン、スイス、イギリス、米国（アルファベット順）。

### ＜参考1＞輸出管理の全体像



## ＜参考2＞国際輸出管理レジームの概要

## 国際輸出管理レジームの概要

	NSG (原子力供給会グループ)	AG (オーストラリア・グループ)	MTCR (ミサル技術管理 レジメ)	WA (ワッセナー・アレンジメント)
1. 操縦対 象品目	①原子力専用品・技術 ②核物質 ③原子炉・附属装置 ④重水・原子炉銀鉱石 ⑤ウラン濃縮・再処理等プラ ント ⑥生物兵器 ⑦生物兵器専用製造設備	①化学生兵器 ①化学生兵器 ②化学生兵器専用製造設備 ③生物兵器 ①生物兵器 ②生物兵器専用製造設備	①ロケット、無人航空機 ②ロケット無人航空機に 使用される資機材・ 診査	①武器 ②汎用品 ①先端技術 ②材料技術 ③技術 ④クロノス ④コンピュータ ⑤通信関連 等
2. 発足年 (日本の 参加)	1978年 (同年)	1985年 (同年)	1987年 (同年)	1996年 (同年)
3. 参加国 数	48カ国	41カ国	34カ国	41カ国
4. 参加国	アルゼンチン、オーストラリア、 オーストラリア、ペルル、ベ ルギア、カナダ、ブルガリア、 カンガル、中国、コロンビア、 コロ、チリ、コロムビア、エス トニア、芬蘭ランド、フランス、 ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、 イタリアスラバ、イルラード、イ タリア、日本、韓国、ラトビア、 ラトビア、リトアニア、ルーマ ニア、ラテン、リバーラ、ルク サンペドリ、マレーシア、 ナラジン、ナミビア、ナミブ、ノ ルウェー、ボーランド、ボルガ ル、ボルニア、ボーランド、セ リエ、ボルニア、ボーランド、 ボルナ、ブルガリア、スペイン、 スペイン、スウェーデン、ス ウエーラー、トルコ、ウクライ ナ、スイス、トルコ、ウクライ ナ、英國、米国	アルゼンチン、オーストラリア、 オーストラリア、ペルル、ベ ルギア、カナダ、クロアチア、キ リエ、コロムビア、コロムビア、 フィンランド、フランス、ギー リヤ、ギリシャ、ハンガリー、 イタリアスラバ、イルラード、イ タリア、日本、韓国、ラトビア、 ラトビア、リトアニア、ルーマ ニア、ラテン、リバーラ、ルク サンペドリ、マレーシア、 ナラジン、ナミビア、ナミブ、ノ ルウェー、ボーランド、ボルガ ル、ボルニア、ボーランド、セ リエ、ボルニア、ボーランド、 ボルナ、ブルガリア、スペイン、 スペイン、スウェーデン、ス ウエーラー、トルコ、ウクライ ナ、スイス、トルコ、ウクライ ナ、英國、米国	アルゼンチン、オーストラリア、 オーストラリア、ペルル、ベ ルギア、カナダ、クロアチア、 キリエ、コロムビア、コロムビア、 フィンランド、フランス、ギー リヤ、ギリシャ、ハンガリー、 イタリアスラバ、イルラード、イ タリア、日本、韓国、ラトビア、 ラトビア、リトアニア、ルーマ ニア、ラテン、リバーラ、ルク サンペドリ、マレーシア、 ナラジン、ナミビア、ナミブ、ノ ルウェー、ボーランド、ボルガ ル、ボルニア、ボーランド、セ リエ、ボルニア、ボーランド、 ボルナ、ブルガリア、スペイン、 スペイン、スウェーデン、ス ウエーラー、トルコ、ウクライ ナ、スイス、トルコ、ウクライ ナ、英國、米国	アルゼンチン、オーストラリア、 オーストラリア、ペルル、ベ ルギア、カナダ、クロアチア、 キリエ、コロムビア、コロムビア、 フィンランド、フランス、ギー リヤ、ギリシャ、ハンガリー、 イタリアスラバ、イルラード、イ タリア、日本、韓国、ラトビア、 ラトビア、リトアニア、ルーマ ニア、ラテン、リバーラ、ルク サンペドリ、マレーシア、 ナラジン、ナミビア、ナミブ、ノ ルウェー、ボーランド、ボルガ ル、ボルニア、ボーランド、セ リエ、ボルニア、ボーランド、 ボルナ、ブルガリア、スペイン、 スペイン、スウェーデン、ス ウエーラー、トルコ、ウクライ ナ、スイス、トルコ、ウクライ ナ、英國、米国

### ＜参考3＞外国ユーザーリストの公表

輸出する貨物の需要者又は提供する技術を利用する者が、経済産業省が公表する「外国ユーザーリスト」に掲載されている場合には、用途、取引の態様・条件等からみて、大量破壊兵器等の開発などに用いられないことが明らかな場合を除き、経済産業大臣の許可が必要となる。

(ウ) 包括許可制度

貨物の輸出や役務の提供に係る許可を包括的に与える制度。

( i ) 一般包括許可

貨物・技術の機密度が比較的低い品目について、電子申請を前提とし、ホワイト国向けを限定に一定の仕向地・品目の組合せの輸出を包括的に許可する制度。

( ii ) 特別一般包括許可

貨物・技術の機密度が比較的低い品目について、非ホワイト国向けを含んだ一定の仕向地・品目の組合せの輸出を包括的に許可する制度。

(iii) 特定包括許可

継続的な取引関係を行っている同一の相手方に対する輸出を包括的に許可する制度。

(iv) 特別返品等包括許可

本邦において使用するために輸入された輸出令別表第1の1項に該当する貨物(武器)又はその貨物に内蔵された外為令別表の1項に該当する技術(プログラム)であって、不具合による返品、修理又は異品のためのみに輸出する貨物や技術について一括して許可する制度

(v) 特定子会社包括許可

我が国企業の子会社向け（50%超資本）に対する一定の

品目の輸出について包括的に許可する制度

## (2) 國際輸出管理レジームにおける貢献

我が国は、N S G (Nuclear Suppliers Group : 核兵器関連貨物及び役務)、A G (Australia Group : 生物・化学兵器関連貨物及び役務)、M T C R (Missile Technology Control Regime : ミサイル関連貨物及び役務)、W A (Wassenaar Arrangement : 通常兵器関連貨物及び役務)のすべての国際輸出管理レジームに参加しており、これらの会合に出席し、輸出管理の連携、規制対象貨物リスト及び規制対象役務リストの見直し、懸念調達活動に係る情報交換等を行っている。

## (3) 防衛装備の海外移転について

2013年12月17日に閣議決定された「国家安全保障戦略」の中で「新たな安全保障環境に適合する明確な原則を定めることとする」とされたことから、武器輸出三原則等に代わる新たな原則として2014年4月1日に「防衛装備移転三原則」を閣議決定し、防衛装備の海外移転に関する審査の手続や基準等を明確化した。

また、防衛装備の海外移転について、「防衛装備移転三原則」及び「防衛装備移転三原則の運用指針」(2014年4月1日国家安全保障会議決定)に従い、国家安全保障会議で審議した結果、2015年度においては、以下について移転を認め得る案件に該当することを確認した。

- ・豪州との潜水艦の共同開発・生産の実現可能性の調査のための技術情報の移転 (2015年5月18日)
- ・イージス・システムに係るソフトウェア及び部品等の米国への移転 (2015年7月23日)
- ・豪州将来潜水艦の共同開発・生産を我が国が実施することとなった場合の構成品等の豪州への移転 (2015年11月26日)

また、「防衛装備移転三原則の運用指針」により、経済産業省は、防衛装備の海外移転の許可の状況について、年次報告書を作成することとなっており、2015年10月15日、初の報告書(2014年度分の許可状況)をとりまとめた。個別許可は全体で1,841件であり、案件の9割以上が自衛隊の装備品の修理等のためのものとなっている。

## (4) 輸出管理アウトリーチについて

大量破壊兵器等の拡散を効果的に防止し、国際社会の安全保障を確保するためには、アジア諸国が協力して厳格な輸出管理を実施することが不可欠である。このため、輸出管理制度の整備が遅れているアジア諸国に対し、制度導入に向けた支援の一環として、以下の輸出管理アウトリーチ活動を実施している。

### (ア) アジア輸出管理セミナー

1992年度以降、アジア諸国の輸出管理政策担当部局を招へいし、毎年日本で開催。輸出管理に係る経験やノウハウを共有し、輸出管理制度の整備に向けた方策や課題について理解を深めることで、アジア各国・地域における輸出管理の強化を支援することを目的としている。2015年度は2016年2月23日～25日に東京で開催し、輸出管理と経済発展、アジア各国・地域の輸出管理取組状況、輸出管理を巡る新たな課題などについて各国・地域と意見交換を行った。

### (イ) 産業界向けアウトリーチ・セミナー

アジア各国・地域の現地企業及び日系企業に対し輸出管理の実効性向上を図ることを目的とした輸出管理セミナーを実施。2015年度は、台湾、フィリピン、タイにて実施し、各国の制度導入状況に合わせ、輸出管理の必要性、違反事例や規制品目の説明、輸出管理内部規程(C P : コンプライアンス・プログラム)の導入例などの紹介を行った。

## (5) 安全保障分野での輸出管理の普及・啓発の促進

輸出関連企業等における輸出管理内部規程(C P : コンプライアンス・プログラム)の整備を通じた自主管理の支援(2016年3月末現在、約1,450社がC Pを届出)を引き続き実施するとともに、輸出企業等における安全保障貿易管理の徹底を図るため、2015年度は、外為法における輸出管理の執行状況を確認する立入検査を約120件、安全保障貿易管理説明会を約80回実施した。

その他、中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業と連携し、中小企業の輸出管理体制構築支援を行った。

## 2. 2. 國際条約遵守のため等に行う輸出管理

国際社会が持続可能な開発や適正な経済活動を維持するための様々な国際約束(野生動植物の保護(ワシントン条約)、特定有害廃棄物の汚染防止(バーゼル条約)、有害

化学物質の適正管理（ストックホルム条約、ロッテルダム条約）、紛争ダイヤモンドの管理（キンバリー・プロセス）、麻薬原料物質等の管理、オゾン層破壊物質（モントリオール議定書）等）に基づく輸出規制、国内需要確保のための輸出規制（血液製剤等）、輸出急増等防止のための輸出規制（漁船）等を実施している。これら規制の対象の貨物を輸出する場合、経済産業大臣の承認を受けることが必要である。

### 2. 3. 輸入管理

外為法第52条及び「輸入貿易管理令」（輸入令）の規定に基づき、外国貿易及び国民経済の健全な発展を図るため、我が国が締結した条約その他の国際約束を誠実に履行するため、国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与するため、又は外為法第10条第1項の閣議決定を実施するため、次の輸入管理を実施している。

#### （1）輸入割当・承認（輸入令第9条、第4条第1項第1号）

特定の貨物の輸入について、輸入者に対し輸入することのできる数量又は価額を経済産業大臣が割り当てる制度である。輸入者が輸入割当対象品目を輸入する際には、まず割当を受けた後、その枠内で輸入の承認を受けることが必要である。

#### （2）2号承認（輸入令第4条第1項第2号）

特定の地域を原産地又は船積地域とする特定の貨物の輸入について経済産業大臣の承認を必要とする制度である。

#### （3）2の2号承認（輸入令第4条第1項第2号）

全地域を原産地又は船積地域とする特定の貨物の輸入について経済産業大臣の承認を必要とする制度である。

#### （4）事前確認・通関時確認

##### （ア）事前確認（輸入令第4条第2項）

特定の貨物を輸入する際に、事前に当該貨物所管大臣の確認を必要とする制度である。

##### （イ）通関時確認（輸入令第4条第2項）

特定の貨物を輸入する際に、通関時に一定の書類を税関

に提出することを必要とする制度である。

### 2. 4. 為替管理

#### （1）支払等【許可】

外為法第16条第1項に基づく外国為替令（外為令）第6条第1項の規定により、（A）我が国が締結した条約その他の国際約束を誠実に履行するため必要があると認めるとき、又は国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与するため特に必要があると認めるとき、（B）外為法第10条第1項に基づき我が国の平和及び安全の維持のため閣議決定が行われたときは、財務大臣又は経済産業大臣の支払等の許可を必要とする。

#### （2）特定資本取引【許可】

外為法第24条第1項に基づく外為令第15条第1項の規定により、（A）我が国が締結した条約その他の国際約束を誠実に履行することを妨げ、国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与することを妨げることとなる事態を生じ、外為法の目的を達成することが困難と認めるとき、（B）外為法第10条第1項に基づき我が国の平和及び安全の維持のため閣議決定が行われたときは、経済産業大臣の特定資本取引の許可を必要とする。

#### （3）役務取引等【許可】

（ア）外為法第25条第1項に基づく外為令第17条の規定により、国際的な平和及び安全の維持を妨げることとなると認められる特定の種類の貨物の設計、製造又は使用に係る技術を特定の外国において提供することを目的とする役務取引等が許可制とされている。

（イ）外為法第25条第5項に基づく外為令第18条第1項の規定により、次の役務取引が許可制とされている。

※鉱産物の加工若しくは貯蔵、放射線を照射した核燃料物質の分離若しくは再生又は放射性廃棄物の処理に係る役務取引

（ウ）外為法第25条第6項に基づく外為令第18条第3項の規定により、（A）我が国が締結した条約その他の国際約束を誠実に履行することを妨げ、国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与することを妨げることとなる事態を生じ、外為法の目的を達成することが困難と認めるとき（※）、（B）外為法第10条第1項に基づき我が国の平

和及び安全の維持のため閣議決定が行われたときの役務取引等は、財務大臣又は経済産業大臣の許可を必要とする。  
※宇宙開発に関する日米の協力に関する交換公文に基づき我が国に移転された技術の提供

## 2. 5. 経済制裁

懸念国の核問題等を解決する観点から、外為法に基づき、北朝鮮、シリア等に対する経済制裁を講じている。

### (1) 北朝鮮に対する経済制裁措置

北朝鮮による日本人の拉致や2006年以降数次にわたる核実験等が行われ、また、2012年以降重なる弾道ミサイル発射及び2013年及び2016年の核実験実施を受け、国連安保理決議や外為法第10条第1項などに基づき、以下の措置を講じている。

#### (ア) 資産凍結措置等

国連安保理決議第1695号に基づき、北朝鮮のミサイル又は大量破壊兵器計画に関する者に対する資産凍結措置（2006年9月実施）を行っているほか、同決議第1718号、第2087号、第2094号及び第2270号に基づく北朝鮮の核関連、その他の大量破壊兵器関連及び弾道ミサイル関連計画に関与する者に対する資産凍結等の措置（2009年5月実施）、同決議第1874号に基づく北朝鮮の核関連、弾道ミサイル関連又はその他の大量破壊兵器関連の計画又は活動に貢献し得る活動に寄与する目的で行われる支払等及び特定資本取引を禁止する措置（2009年7月実施）を行っている。

また、北朝鮮をめぐる問題の解決を目指す国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与するため、北朝鮮の核関連、弾道ミサイル関連計画等に関与する者に対する資産凍結等の措置（2013年4月実施）、2016年2月には北朝鮮向け送金を原則禁止する措置を講じた。

#### (イ) 輸出入全面禁止措置

北朝鮮をめぐる諸般の事情を勘案し、経済産業省では、安保理決議に基づく制裁措置及び我が国独自の措置として、以下の措置を行っている。

- ・2006年10月より、北朝鮮貨物の輸入全面禁止
- ・2006年11月より、奢侈品、大量破壊兵器等関連貨物の輸出禁止
- ・2009年6月より、輸出全面禁止

上記措置を講じたことにより、2009年6月18日以降、北朝鮮との輸出入は人道目的等に該当する場合を除き、全面禁止となっている。

なお、輸出入全面禁止措置は北朝鮮の動静を確認するため、当該措置の延長にかかる閣議決定及び国会の事後承認が必要となっている。

### (2) シリアに対する経済制裁措置

シリアをめぐる現下の国際情勢にかんがみ、この問題の解決を目指す国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与するため、主要国が講ずることとした措置の内容に沿い、シリアのアル・アサド大統領及びその関係者等に対し、資産凍結等の措置を講じ（2011年9月）、2012年度には、シリア情勢が更に悪化する中で、欧州、米国諸国やアラブ連盟等の主導で行われている国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与するため、資産凍結等の措置の対象者の追加を行った。

また、2013年度には国連安保理決議第2118号に基づき、化学兵器関連物資の輸入について禁止措置を実施し、2015年度には国連安保理決議第2199号に基づき、不法取得文化財の輸入について禁止措置を行った（2015年9月実施）。

### (3) ロシア等に対する関連措置

ウクライナをめぐる現下の国際情勢にかんがみ、この問題の解決を目指す国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与するため、主要国が講ずることとした措置の内容に沿い、クリミア自治共和国及びセヴァストーポリ特別市のロシア連邦への「併合」又はウクライナ東部の不安定化に直接関与していると判断されるとして我が国が指定する者に対して資産凍結等の措置を講じ（2014年8月）、12月に資産凍結等の措置の対象者の追加を行った。

また、クリミア自治共和国又はセヴァストーポリ特別市を原産地とする全ての貨物に対する輸入制限措置（2014年8月）を講じた。

### (4) 南スーダンに対する経済制裁措置

国連安保理決議第2206号に基づき、同理事会制裁委員会により指定された南スーダンにおける平和等を脅かす行為等に関与した者等に対し、資産凍結等の措置（2015年9月）を講じた。

## （5）テロリスト等に対する経済制裁措置

我が国はこれまで、国際連合安全保障理事会決議第1267号、第1333号、第1390号、第1988号及び第1989号に基づき、同理事会制裁委員会により指定されたタリバーン関係者及びその他のテロリスト等に対し資産凍結等の措置を講じてきたが、2015年度も同委員会の決定に基づき、対象者の加除を行った。

## 3. 輸出入手続の電子化

ITの進歩やインターネットの普及に伴って飛躍的に増加した世界の貿易量を背景に、貿易円滑化の推進が国際貿易の更なる発展にとって不可欠のものとなっている。特に、貿易手続の簡素化・効率化の中核として通関手続の電子化が世界的な趨勢となっている。

こうした中、外為法に基づき経済産業省が交付する輸出入の許可承認証等の電子ライセンス化は近年益々重要な課題となってきており、経済産業省の許可承認等の申請手続から税関における輸出入申告までの手続をタイムロスなく電子で行うNACCS貿易管理サブシステムの更なる利用拡大のため、輸出入者及び通関業者へのパンフレット配布、各種説明会の実施、電子申請のデモンストレーションを取り入れた個別企業訪問説明等の普及促進活動を行った。

その結果、NACCS貿易管理サブシステムの利用登録企業数は、2014年度末の841社から2015年度末1004社と163社増加した。また、NACCS貿易管理サブシステムの電子ライセンスによる2015年度の通関率は54.2%に達した。

## 4. 経済連携協定（EPA）に基づく原産地証明制度

「経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定（2005年4月発効）」を始めとする経済連携協定（下記参照）においては、我が国と相手国との間で取引される物品について、[1]WTO協定に基づく最惠国税率よりも低い特惠税率が適用される原産品を認定するための要件（原産地規則）、[2]原産品であることを証明する原産地証明書の発給・確認の手続等が規定されている。我が国がこれまでに締結したEPAにおいて導入している原産地証明制度は、第三者証明制度（輸出国政府（又は

輸出国政府が指定する発給機関）が原産地証明書（第一種特定原産地証明書）を発給する制度）、認定輸出者自己証明制度（輸出国政府による認定を受けた輸出者自らが原産地証明書（第二種特定原産地証明書）を作成できる制度）及び自己証明制度（輸出者、生産者又は輸入者自らが原産地証明書を作成できる制度）である。第三者証明制度は、これまで我が国が締結した全ての経済連携協定において導入されており、経済産業大臣が経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律（以下「原産地証明法」という。）に基づき指定した発給機関である日本商工会議所が第一種特定原産地証明書の発給業務を実施している。2015年度の第一種特定原産地証明書の発給件数は、234,288件であった。（2013年度：183,365件、2014年度：206,304件）。認定輸出者自己証明制度については、日イスペニア、日ペルーEPA及び日メキシコEPAの3協定においてのみ導入されており、経済産業大臣が原産地証明法に基づき、輸出者の認定を行っている。

2015年1月発効の日オーストラリアEPAにおいて、自己証明制度が我が国で初めて導入され、第三者証明制度と自己証明制度の選択的併用制が採用された。上記日オーストラリアEPAの発効を受け、新規事業「経済連携協定利用円滑化促進事業」の平成27年度予算措置を講じ、自己証明制度を含めた原産地証明制度に関するセミナー等を開催し、同制度に関する普及啓発活動を行うとともに、輸出者等が自己証明制度を円滑に活用できるようするため、輸出者等からの相談に対応する窓口を設置した。

- 〈2015年度末までに締結又は署名された経済連携協定〉
- ・新たな時代における経済上の連携に関する日本国とシンガポール共和国との間の協定（2002年11月発効）
  - ・経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定（2005年4月発効、2012年4月改正）
  - ・経済上の連携に関する日本国政府とマレーシア政府との間の協定（2006年7月発効）
  - ・戦略的な経済上の連携に関する日本国とチリ共和国との間の協定（2007年9月発効）
  - ・経済上の連携に関する日本国とタイ王国との間の協定（2007年11月発効）
  - ・経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定（2008年7月発効）
  - ・経済上の連携に関する日本国とブルネイ・ダルサラーム

- 国との間の協定（2008年7月発効）
- ・経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定（2008年12月発効）
- ・包括的な経済上の連携に関する日本国及び東南アジア諸国連合構成国との間の協定（2008年12月発効）
- ・日本国とスイス連邦との間の自由な貿易及び経済上の連携に関する協定（2009年9月発効）
- ・経済上の連携に関する日本国とベトナム社会主義共和国との間の協定（2009年10月発効）
- ・日本国とインド共和国との間の包括的経済連携協定（2011年8月発効）
- ・経済上の連携に関する日本国とペルー共和国との間の協定（2012年3月発効）
- ・経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定（2015年1月発効）
- ・経済上の連携に関する日本国とモンゴル国との間の協定（2015年2月署名）

## 5. 貿易救済措置等

### 5. 1. 不当廉売関税、相殺関税、セーフガード

#### （1）不当廉売関税（「関税定率法」第8条）

不当廉売関税制度とは、不当廉売された貨物の輸入が我が国産業に実質的な損害を与え、若しくは与えるおそれがあり、又は我が国産業の確立を実質的に妨げる事実がある場合において、当該我が国産業を保護するため、必要があると認められる場合に、当該貨物の正常価格と不当廉売価格との差額に相当する額と同額以下の関税を賦課するものである。

2014年2月から調査を行っていた中国産トルエンジイソシアナートについて、2015年4月に確定措置（不当廉売関税の賦課）を発動した。また、2015年5月に、大韓民国及び中華人民共和国産水酸化カリウムに係る不当廉売関税に関する調査を開始した。

### 5. 2. 関税割当制度

#### （1）輸入数量制限の撤廃及び関税割当制度の導入の経緯

我が国は、米国及びEU（当時EC）とのGATT（関税と貿易に関する一般協定）28条交渉の合意に基づき、1986年4月、皮革・革靴等の輸入割当制度（IQ）を撤廃し、関税割当制度（TQ）を導入した。

また、2005年には日本、メキシコEPAに基づく関税割当制度も導入された。ただし、同EPAに基づく皮革・革靴のTQについては、協定に基づき2014年3月をもって無税となったため廃止された。

#### （2）関税割当制度の概要

本制度は「関税定率法」第9条の2及び「関税暫定措置法」第8条の5第2項に基づき、特定の物品について2段階の関税率を定め、一定数量（関税割当数量）の範囲内の輸入に対し、低い関税率を適用するものである。当該関税割当数量は、財務大臣、農林水産大臣及び経済産業大臣の共同閣議請議案件である「関税割当制度に関する政令」において定められている（日メキシコEPAに基づく数量については経済連携協定に定められている）。